

結婚・出産・子育て環境の充実

1 母子保健事業の充実（妊娠・出産・子育てへの支援）

健康福祉部 健康づくり課

(1) 目標

妊娠、出産の希望に寄り添い、安心して生み育てられる環境を充実させることにより、少子化に歯止めをかけ、子育て世代に選ばれるまちを目指します。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

- ア 健康づくり課に母子保健コーディネーターを配置し、地区担当保健師とともに庁内外関係機関と連携して、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行いました。
- イ 産後安心して子育てできるよう、周産期の親子を支える医療機関、産後ケア事業所等関係機関との連携強化をはかり、子育てしやすい環境づくりに努めました。
- ウ 疾病・障がい等の早期発見や成長・発達の確認、育児相談を通じ、母子に寄り添った育児支援を行うため、乳幼児健診、二次乳幼児健診、育児教室や相談を実施しました。
- エ 国の「出産・子育て応援交付金」に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と、妊娠時及び出産後にそれぞれ5万円相当を給付する経済的支援を一体的に実施しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 地区担当保健師を中心に、様々な不安や困難を抱える妊産婦や子育て家庭に対し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実をはかります。
- イ 妊娠前の健康管理の取組と、不妊治療の助成を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成13年度	育児ママヘルプサービス、不妊治療費助成事業開始
26年度	不育症治療費助成事業開始
27年度	産後ケア事業開始
28年度	子ども子育て安心ルーム設置、母子保健コーディネーター配置
30年度	母乳・育児相談事業開始
令和元年度	産婦健診事業開始
2年度	オンラインによる育児教室、子育て相談開始
4年度	出産・子育て応援事業開始
5年度	新生児聴覚検査事業開始・低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業開始 育児教室を、オンラインと会場参加によるハイブリッド方式で実施

イ 統計資料

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）	利用者数（人）
不妊治療助成事業	264	224	121	304
産後ケア事業	81	63	72	81
母乳・育児相談事業	447	450	531	405
産婦健診事業	2,792	2,970	2,991	2,691
離乳食教室（初期）	年5回 延38人	年18回 延110人	年18回 延170人	年12回 延224人
離乳食教室（中期）	年4回 延15人	年18回 延44人	年18回 延80人	年12回 延109人
1歳児教室	年3回 延22人	年18回 延52人	年18回 延79人	年14回 延124人

結婚・出産・子育て支援の充実

2 子育て支援事業の充実

こども部 こども育成課

(1) 目標

安心して子育てができ、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応えられるよう、心にゆとりを持って子育てができる環境づくりを目指します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 経済的・精神的負担の軽減を図ることを目的とした、子育て支援クーポン（3歳未満児家庭サポートクーポン・多子世帯子育てクーポン）の対象事業を拡大し、配布しました。
また、紙で配布していたクーポンを令和6年度から電子化するため、システム構築を行いました。電子化に伴いスマートフォンでクーポンの申込、受取及び利用が可能となりました。
- イ 子どもの数に対して、子育て支援施設が少なかった南部地域に、福祉ひろばの機能を併せ持つ、多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」として、5館目となる芳川こどもプラザ（子ども子育て安心ルーム）をイオンタウン松本村井内に開設しました。
- ウ 令和6年1月から、病児・病後児保育の登録・予約システム「あずかるこちゃん」を導入し、スマートフォンで土日祝日、夜間にも利用登録及び予約が可能となりました。
- エ 寿台児童館に設置していた「つどいの広場」を新設した明善児童センター内に移設しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市の子育て施策が市民に浸透していない傾向が伺えることから、子育てガイドブックやホームページを見やすくするなど、情報提供の改善を進めます。
- イ 「子ども子育て安心ルーム」での相談件数は年々増加しており、相談内容も深刻な事例もあることから、母子保健コーディネーター、保育コンシェルジュとの協力体制や、庁内外の関係機関との連携を強化していきます。
- ウ 不登校児童・生徒の居場所として、教育委員会と連携しながら、学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」を継続して実施していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成12年度 筑摩にこどもプラザ開館。館内で休日保育・病後児保育を開始
- 17年度 小宮こどもプラザ開館。児童センター等でつどいの広場事業を開始
- 20年度 相澤病院内で病児保育開始（以降、平成23年度に梓川診療所、平成30年度に丸の内病院、まつもと医療センターで開始し、4カ所で病児保育を実施）
- 25年度 子どもの居場所として、学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」を開設
- 令和元年度 こどもプラザ4館すべてに「子ども子育て安心ルーム」を設置し、子育てコンシェルジュを1名ずつ配置
- 4年度 学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」の運営場所を移転
- 5年度 多世代交流型子育て支援施設「あんさんぶる」としてイオンタウン松本村井内に5館目の芳川こどもプラザ（子ども子育て安心ルーム）を開設
明善小学校敷地内に寿台児童館と内田児童館を統合して明善児童センター（つどいの広場）を新設

イ 統計資料

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こどもプラザ延べ利用者数（5館）	44,406人	43,543人	73,673人
つどいの広場延べ利用者数（21カ所）	67,225人	64,812人	64,664人
子ども子育て安心ルーム相談件数（5館）	4,300件	4,148件	4,376件
病児保育延べ利用者数 / 病後児保育延べ利用者数	1,603人 / 404人	1,755人 / 270人	1,995人 / 191人
ファミリー・サポート・センター活動回数	2,995回	2,782回	3,257回
子育てサポーター訪問事業延べ利用者数	2,341人	2,382人	2,997人
はぐルッポ延べ利用者数	2,113人	2,836人	2,975人

結婚・出産・子育て支援の充実

3 放課後等の居場所対策

こども部 こども育成課

(1) 目標

子ども達が安心・安全に過ごすことができる環境づくりを目指します。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

- ア 地域の児童の遊びの拠点として、児童館・児童センター（27館）を整備、運営しています。
- イ 放課後留守家庭となる児童を対象に、放課後及び休校日等に適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を児童館・児童センター等（29カ所）で実施するとともに、民営の児童育成クラブ（12カ所）へ運営補助をしています。
- ウ 老朽化と狭隘化が課題となっていた寿台児童館と内田児童館を統合し、明善児童センターを明善小学校敷地内に新設しました。
- エ 小学生等の放課後の安全・安心な居場所として、小学校の空き教室等を利用し、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を4カ所で実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 共働き世帯の増加や核家族化の進展に伴う放課後留守家庭の増加、少子化による小学生人口の今後の推移を踏まえ、放課後児童健全育成事業の質的・量的な充実を図ることが必要です。
- イ 老朽化した木造児童館の改築を検討するとともに、利用児童の増加により狭隘化した施設の改築や遊戯室へのエアコン設置、トイレの洋式化、照明のLED化を計画的に進めます。
- ウ 新・松本市放課後子ども総合プランに基づき、「放課後子ども教室」の実施場所の拡大及び放課後児童クラブと一体的または、連携した事業実施を模索します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

昭和41年度	あがた児童館開館（平成14年度までに25館の児童館・児童センターを整備）
61年度	並柳児童センターで留守家庭児童対策事業を開始
平成20年度	放課後児童健全育成事業の対象を試行的に6年生まで拡大 山辺小学校の余裕教室を利用して、山辺放課後児童クラブを設置
22年度	旭町小学校の余裕教室を利用して、旭町放課後児童クラブを設置
23年度	高宮児童館を児童センターとして改築
24年度	島内児童館を児童センターとして改築
26年度	あがた児童館を中高生の居場所機能を付加した児童センターとして改築 子ども・子育て支援事業計画を策定
28年度	松本市放課後子ども総合プラン施行
30年度	蟻ヶ崎児童館を沢村児童センターとして移転改築
令和2年度	波田中央保育園の改築に伴い、波田児童センター放課後児童クラブ室を設置 信州大学附属松本小学校内に附属放課後児童クラブを設置
5年度	明善小学校敷地内に寿台児童館と内田児童館を統合して明善児童センターを新設

イ 統計資料

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童館・児童センター他延べ利用者数（32館）	527,581人	516,992人	608,161人
放課後児童健全育成事業登録児童数（29館）	2,927人	2,868人	3,156人
放課後子ども教室延べ利用者数（4カ所）	4,899人	3,515人	4,131人

質の高い保育・幼児教育の実現

1 保育士確保事業

こども部 保育課

(1) 目標

3歳未満児の保育需要が高まり、本市においても保育士が不足していることから、保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象とした処遇改善などを行い、保育士不足の解消を目指します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 保育士の確保策及び潜在保育士の掘起し
- イ 保育園及び幼稚園の業務ICTシステムの活用
- ウ 処遇改善

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 全国的に保育士が不足する中、本市においても、平成26年度以降、常勤的に勤務する会計年度任用保育士（令和元年度まで嘱託職員）の不足は懸案事項となっています。
- イ 保育の質及び量を確保するとともに、保育士がやりがいを持って仕事を続けられるよう、報酬面を始めとする処遇改善や業務負担の軽減などが喫緊の課題となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	保育園管理運営検討会の設置
29年度	嘱託保育士の報酬面での処遇改善等を実施
30年度	保育業務補助者の配置、保育園業務ICT化モデル試行、市人材バンク化を実施
令和元年度	正規保育士の定数増、保育園業務ICT化（2か年計画）、地域型保育事業の実施
2年度	正規保育士の定数増、地域型保育事業の実施、認可外保育施設の認定こども園化
3年度	会計年度任用保育士及び幼稚園教諭の月額報酬加算（令和4年2月から開始）
4年度	幼稚園業務ICT化
5年度	保育士養成校での保育士業務等の周知、潜在保育士相談会参加、保育園・幼稚園のICT環境改善

イ 統計資料

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
正規保育士配置数 A	253 人	261 人	271 人	279 人	276 人	277 人
正規休暇者数 B	33 人	33 人	32 人	38 人	33 人	43 人
正規勤務数 C = A-B	220 人	228 人	239 人	241 人	243 人	234 人
会計年度任用保育士数 D	250 人	241 人	205 人	214 人	205 人	209 人
会計年度任用保育士休暇者数 E	6 人	7 人	8 人	3 人	6 人	5 人
会計年度任用保育士勤務数 F	213 人	205 人	177 人	187 人	189 人	201 人
会計年度任用保育士欠員数 G = D-E-F	31 人	29 人	20 人	24 人	10 人	3 人

個性と多様性を尊重する学校教育

1 学都松本の推進

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

令和4年6月、第3次教育振興基本計画を策定しました。この計画では「子どもの育ちと市民の学びを支える学都松本」を基本的理念に掲げています。子どもを主人公とし、子どもの学びをその周りの地域社会全体で支えることを学都松本の根本に据え、先人達が築き上げてきた礎のもと、「学都松本のシンカ」に挑んでいきます。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 豊かな自然環境と少人数を活かした教育を展開する学校に市全域から就学を可能にする小規模特認校制度を、安曇小中学校に続いて、令和6年度から中山小学校にも導入することを決定しました。
- イ 学校や家庭以外の居場所で、子どもの豊かな学びの機会を提供する学都松本寺子屋事業を実施しました。学習支援と生活相談を行う10件の団体に交付金を交付し、学びの機会の多様化を推進しました。
- ウ 住民票を異動せず、学籍だけを異動することで松本市内の市立小中学校に通うことができる新たな区域外就学制度「松本デュアルスクール」を、令和5年5月から開始し、特に大野川小中学校、奈川小中学校で積極的な受け入れを推進しました。
- エ 市民の日常の学びの充実を図るため、部局連携や信州大学との連携による学都松本推進事業を開催し、11～3月の9講座に250名超が参加しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 安曇小中学校では区域外就学者が増加するなどの成果があることから、中山小学校の動向を注視します。
- イ 子どもの学びを地域で支える取組を一層推進するため、学習支援団体の拡大を図ります。
- ウ 大野川小中学校及び奈川小中学校でのデュアルスクールの積極的な活用のため、住宅支援等を関係課と連携して進めます。
- エ 第3次教育振興基本計画で掲げた「松本まると学都構想」の実現に向け、部局横断的な取組を進めるとともに、効果的・効率的な事業手法を検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成23年度	松本市教育振興基本計画「学都松本をめざして」策定
24年度	第1回学都松本フォーラムの開催
25年度	学都松本推進協議会、学都松本推進協議会事務局会議の設置
29年度	第2次松本市教育振興基本計画策定、松本市教育大綱として位置付け
令和2年度	第9回学都松本フォーラム中止
3年度	松本市教育大綱を新たに策定
4年度	安曇小中学校へ小規模特認校制度を導入 学都松本寺子屋事業を開始 第3次教育振興基本計画を策定 松本デュアルスクールの導入を決定
5年度	中山小学校へ小規模特認校制度の導入を決定（令和6年度から） 部局連携・信大連携による学都松本推進事業を開催 大野川小中学校、奈川小中学校で松本デュアルスクール制度による積極的な受け入れを開始

個性と多様性を尊重する学校教育

2 学校教育情報化推進事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

理解度・発達等に応じた教育、思考力・判断力・想像力を養う教育、恵まれた文化・自然を大切にする教育を進める、また児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現するためのＩＣＴによる学習環境を整備するほか、校務の情報化等、学校における情報化の推進を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 小中学校のＩＣＴ機器（校務用や学習用端末、令和4年度で全小中学校の配備が完了した電子黒板等）をリース契約による継続配備と運用を行いました。
- イ 令和5年度から、ＩＣＴ支援員の継続配置に加え児童生徒や職員がGoogle等の各種教育クラウドサービス利用の際に用いる「ユーザーアカウント」管理のアウトソーシング化（業務委託）を行いました。
- これにより、運用の迅速化及びユーザーアカウント利用開始時期の短縮を図りました。
- ウ 「学校と保護者とのコミュニケーションシステム」の運用拡大と校務負担の軽減を進めました。
- 紙の一斉配布物（給食献立表や子ども関連行事のお知らせ等）のうち可能なものは、教育委員会から当該システムで保護者に一斉デジタル配信する方法に切り替えました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア ＩＣＴ機器等の利用環境整備は進みましたが、一方で国が調査を行った結果、「毎日活用」等、学校や子どもたちのＩＣＴ活用度は低調であるなどの傾向があります。
- イ ＩＣＴ支援員の継続的支援を受けながら、実践事例の蓄積と共有とともに各校での活用力向上を図る必要があります。
- ウ ＩＣＴを活用した校務負担の軽減策について、引き続き検討を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和3年度 ・新たに整備した学習用の「1人1台端末」や校内の無線ＬＡＮ環境、また教育用クラウドサービスを用いた授業等のＩＣＴ活用を開始
- ・学校を支援する「ＩＣＴ支援員」を拡充配置（1→12名）
- ・休業時における自宅等のオンライン授業を想定した「学びの継続訓練」を実施
- ・統合型校務支援システムを全校で運用開始
- 4年度 ・大型提示装置（電子黒板等）拡充配備の完了（普通教室や特別支援学級、特別教室※全小中学校）
- ・オンライン授業配信用機器（マイクスピーカー機器等）の配備完了（全学級）
- ・「学校と保護者とのコミュニケーションシステム」を全校で運用開始

イ 統計資料

小中学校端末配備台数（令和6年3月31日現在）

	教育用端末 (パソコン教室)	タブレット端末		校務用端末 (教職員用)	図書館 端末	備 考
		総数	(うち GIGA スクール)			
小学校	—	12,885 台	(12,684 台)	1,036 台	56 台	
中学校	268 台	6,369 台	(6,195 台)	594 台	60 台	
計	268 台	19,254 台	(18,879 台)	1,630 台	116 台	

個性と多様性を尊重する学校教育

3 インクルーシブ教育の推進

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

全ての子どもが共に学び、未来を切り開いていく力を育み、安心して自立した生活を送ることのできるインクルーシブな共生社会を実現するため、こども部や関係機関と連携して、医療的又は教育的支援を必要とする子ども及びその保護者に対し、切れ目のない支援を行います。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア インクルーシブ教育を推進するセンターの早期開設を目指し、こども部や、医療、福祉の専門家と連携し松本市インクルーシブセンター設立準備委員会を開催し、準備を進めました。
- イ 副学籍制度を活用し、特別支援学校に通う児童生徒と、地域の学校に通う児童生徒の交流が活発になるように、運用方法を改善し、校長会にて周知を図りました。
- ウ 知事と中核市市長との懇談の場において、市立特別支援学校の設置について協議が行われたことに伴い、平行して県の関係機関との意見交換を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 松本市特別支援教育推進協議会からの提言を受け、教育、福祉、医療等の各機関が連携し、子どもや保護者を支える「松本市インクルーシブセンター」を令和6年4月に開設しました。スタートにあたり、新しい組織の運営が円滑に進むよう具体的な連携の形を模索していきます。
- イ 副学籍制度については、運用方法の改善により、交流の打合せ会開催の時期が早まったこと、新型コロナウイルスの扱いが5類になったこと等により、制度に関する問合せが増えました。そうした問合せから見てきた小さな課題を克服できるよう、システム上のさらなる工夫を考えていきます。
- ウ 市立特別支援学校の設置に向けて、設置目的や目指す姿について、保護者や市民の理解が得られるよう、丁寧に調整を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

発達障がいなど配慮を要する児童の増加に伴い、早期からの切れ目のない支援のため、こども部と教育委員会の連携の必要性が増してきました。令和5年度は、こども部と連携し、松本市インクルーシブセンター設立準備委員会を3回開催しました。教育、福祉、医療等の専門家から出された意見を集約し、具体的な調整を進め、令和6年3月に「松本市発達障がい児等の支援に関する条例」を制定するとともに、4月に松本市インクルーシブセンターを開設しました。

イ 統計資料

発達障がいの診断を受けている児童・生徒数の推移（松本市の小中合計 令和5年度まで）

年度	診断数	1校当平均	
R元	1,153	22.5	 1.5倍
R2	1,279	27.2	
R3	1,415	30.1	
R4	1,463	31.1	
R5	1,538	32.7	

個性と多様性を尊重する学校教育

4 いじめ防止及び不登校児童生徒の支援

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

「松本市子どもの権利に関する条例」及び「松本市いじめ防止等のための基本的な方針」をもとに、教職員及び児童生徒の人権感覚の醸成、いじめのない学校づくり、不登校児童生徒の支援に取り組みます。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 9月と2月に「松本市いじめ問題対策調査委員会」を開催し、令和5年度の市内におけるいじめの状況を報告し、協議しました。また、学校への定期的ないじめ実態調査により一人ひとりの子どもに寄り添った実態把握に努め、いじめ未然防止の取り組みについて協議しました。
- イ 不登校支援アドバイザーが定期的に学校訪問をし、不登校児童生徒の個別の状況に応じた対応策を学校職員とともに検討しました。
- ウ 不登校児童生徒の支援として、市内4か所目となる寿教育支援センターを設置して、課題となっていた市南部方面の居場所の充実を図りました。また、校内教育支援センターと家庭をICTで結ぶ取り組みや、距離的理由で既存の教育支援センターに通えない不登校児童生徒のために、「ほっとスペース松原」と「ほっとスペース笹賀」を開設し居場所支援を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア コロナ禍を経て、不登校児童生徒は増加の一途をたどっており、多様な学びの場を充実させることにより、誰ひとり取り残さない学びの保障に努めることが必要となっています。
- イ 「松本市いじめ問題対策調査委員会」や「松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」で、広く関係機関との連携を進めるとともに、子どもがSOSを出しやすい仕組みづくりとともに受けとめる教職員の研修が必要となっています。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 令和2年度 不登校児童生徒の支援にあたるため、市費の「自立支援教員」を、山間小規模3校（安曇小中、奈川小中、大野川小中）を除く全ての小中学校（小学校25校／中学校16校）へ配置しました。
- 4年度 不登校をはじめとした諸問題を抱える児童生徒が置かれた環境に着目した支援を行うため、これまで県から派遣していた「SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）」を市独自に3名配置しました。
- 5年度 市独自の「SSW」を1名増員し、4名配置しました。また、校外の「中間教室」の名称を「教育支援センター」と改変するとともに、市南部に「寿教育支援センター」を新設しました。さらに、各教育支援センターを利用する児童生徒から愛称を募集し、鎌田教育支援センターを「みらい」、山辺教育支援センターを「どんぐり」、波田教育支援センターを「あかり」、寿教育支援センターを「よつば」としました。

イ 統計資料

不登校児童生徒の推移 ※月例調査による

	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	不登校児童数	221	224	308	404
	前年度増減	32	3	84	96
	在籍率（％）	1.8%	1.9%	2.6%	3.5%
中学校	不登校児童数	236	304	372	371
	前年度増減	-34	68	68	-1
	在籍率（％）	4.0%	5.2%	6.3%	6.5%

個性と多様性を尊重する学校教育

5 豊かな学びの実現

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

松本市独自の教職員研修の充実と、学びの改革にチャレンジする小中学校によるリーディングスクール Matsumoto サポート事業により、多様性・創造性・主体性ある教育活動の実現を図ります。

(2) 令和5年度の取組みと成果

ア 教職員研修の実施

中核市として市独自に策定した教職員研修計画に基づき、教職員研修を実施しました。

- ・職務別研修、専門研修、課題別研修、特別研修、市費教職員研修など、様々な職域やニーズに応じた約 60 の多様な講座を開設し、全国的に活躍する有識者など多彩な講師を招き、現代的な教育課題に対応した研修を実施しました。
- ・長野県教育委員会と連携し、県が実施する研修にも松本市の教職員が参加しました。
- ・7月26日に全教職員研修「まつもと学びの日」を開催し、松本市の全教職員が、学校や授業の目指す姿を共有しました。
- ・松本市における教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら、次年度に向けた教職員研修計画を策定し、令和6年度は約70講座の研修を実施予定です。

イ リーディングスクール Matsumoto サポート事業の実施

学びの改革にチャレンジする8校をリーディングスクールに指定し、人的・財政的支援等により学校づくりの取組みを推進することで、松本市全体で学校改革・授業改善を目指す機運の拡大を図りました。

- ・中山小、寿小、明善小、筑摩小、清水中、鎌田中、筑摩中、開成中の8校が、リーディングスクールとして設定したテーマの実現に向け、先進校への視察研修と外部講師を活用しながら学校改革に取り組みました。うち4校では学びの改革推進支援員を配置し、取組体制の強化を図りました。
- ・リーディング校の取組みを市内の全学校で共有する「リーディングスクール・フェス」を1月22日に開催しました。各校の実践発表と意見交換会により、市全体で学校改革と授業改善に向けた機運を高めることができました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 令和5年度には、県実施の研修と合わせて想定以上の参加があり、教職員自身の「学びの意識」が確実に変化してきました。引き続き、魅力的・効果的な研修の実施に向け、研修のあり方を検討していきます。

イ リーディングスクール Matsumoto サポート事業では、8校のリーディング校が先進的な実践を行うとともに、他の学校がそれを視察し取り入れようとする動きも見られました。リーディング校の取組みの先鋭化とともに、市内全校への横展開を意識して事業を展開していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和 3 年 4 月	松本市が中核市に移行 県費負担教職員の研修権限が県から移譲
4 年 4 月	松本市教育研修センター設置
5 年 2 月	定例教育委員会にて松本市教職員研修計画を策定
5 年 4 月	教職員研修を本格スタート、リーディングスクール Matsumoto サポート事業を開始

個性と多様性を尊重する学校教育

6 小中学校施設整備事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

児童生徒がより良い環境の中で学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設の機能性向上を図り、延命化を行うための長寿命化事業を計画的に進めるとともに、照明のLED化、設備機器の更新、トイレの改修工事を行い、学校施設の環境整備を目的としています。

また、学校施設は、避難所施設としての役割もあるため、誰もが使いやすい施設整備を目指します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第2期工事、波田小の長寿命化改良事業第1期工事に着手
高綱中の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了
- イ 今井小、岡田小の劣化度調査を実施
- ウ 小学校10校、中学校5校のトイレ洋式化及び共用多目的トイレ整備工事を実施
- エ 男女同室での着替えの更衣スペースについて調査を実施

(3) 現状の分析と今後の課題

昭和40年代から50年代の人口急増に対応するため建設された学校が多く、その多くが老朽化し現在建替えの時期を迎えています。また、少子化により児童生徒数が減少していますが、特別支援学級は増加しています。今後は、子どもたちの個性を尊重し、多様な教育内容に柔軟に対応できる学校施設にするとともに、教職員の働き方改革につながる施設整備を進める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	国が「インフラ長寿命化基本計画」を策定
28年度	松本市が「公共施設等総合管理計画」を策定
30年度	学校施設長寿命化計画策定に係る劣化状況調査業務委託を実施
令和2年度	上記業務委託結果を基に松本市学校施設長寿命化計画の策定
3年度	小学校2校でトイレ改修工事を実施 清水中学校にエレベーターを設置 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了
4年度	丸ノ内中、開成中の耐力度調査の完了 菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第1期工事に着手 小学校6校、中学校6校のトイレ改修工事を実施 清水小にエレベーター及びいす式階段昇降機を設置 筑摩野中のグラウンド改修工事を実施 波田小の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了 本郷小の耐力度調査の完了
5年度	菅野小、梓川小の長寿命化改良事業第2期工事、波田小の長寿命化改良事業第1期工事に着手 小学校9校、中学校2校のトイレ洋式化等改修工事を実施 小学校1校、中学校3校の共用多目的トイレ整備工事を実施 高綱中の長寿命化改良事業基本設計及び第1期実施設計の完了 今井小、岡田小の劣化度調査の完了

個性と多様性を尊重する学校教育

7 トライやるエコスクール事業

教育委員会 学校教育課

(1) 目標

地域の歴史、文化、自然等の特色ある素材を活用し、潤いのある人間性豊かな心を備えた児童生徒を育て、活力ある学校を創出しようとするものです。また、平成22年度からは、環境に関する知識・情報の習得などの実践を行うことにより、学校教育における環境教育の充実も目指しています。

(2) 令和5年度の実践と成果

各学校で、農作物の栽培・飼育活動・地域文化の学習等に取り組み、「体験すること」により、豊かな人間性を培うことができました。また、地域指導者を積極的に活用することで、各地域の特色ある事業を展開し、地域との交流を深めることができました。さらに、リサイクルやみどりのカーテンの設置等の体験活動をととして環境を学ぶことにより、環境保全や資源の節約について自ら心掛け、実践する意識が高まりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

各学校では、地域を題材とした探究的な学びを取り入れた教育実践が広がっています。今後も地域や環境支援団体との連携を深め、各学校で特色ある活動や環境教育に取り組めるよう進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成11年度 「トライやるスクール事業」として小学校3校、中学校2校のモデル校を対象に実施
12年度 全校に実施を拡大
22年度 環境教育を加え、名称を「トライやるエコスクール事業」に変更

イ 統計資料

令和5年度 トライやるエコスクール事業費

区分	実施校	事業費	1校当たり平均額	備 考
小学校	28校	7,020千円	251千円	28校には、あさひ分校が含まれています。
中学校	20校	8,209千円	410千円	20校には、あさひ分校、松原分校が含まれています。

トライやるエコスクール事業の活動例

区分	内 容
総合	・地域招聘事業（地域の歴史・文化財等の学習、伝統文化体験学習、進路学習等） ・農業・栽培体験活動（スクールファーム、1人1鉢花づくり等） ・福祉施設訪問等の地域福祉交流やボランティア活動 ほか
エコ	・温暖化対策体験活動（緑のカーテン効果検証、校舎内緑化活動等） ・エコ活動（リサイクル活動、ごみの分別活動、堆肥づくり等） ・小中学校環境教育支援事業協力団体との活動 ほか

個性と多様性を尊重する学校教育

8 コミュニティスクール事業

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

市内の各小中学校区にコミュニティスクール運営委員会を設置し、地域・保護者・学校などが子どもや地域に対する願いや思いを共有し、連携・協働しながら子どもを育てる「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

- ア これまで進めてきた松本版コミュニティスクール事業は、引き続き、地区公民館がコーディネーターを務めながら、コミュニティスクール運営委員会での話し合いを通じて、地域の特性を生かした事業を展開しました。筑摩野中学校では、野溝箒復活プロジェクトに科学技術部が参画し、地域の伝統文化を学ぶとともに、生徒の地域貢献や自己肯定感の高まりにつながる事業を実施しました。
- イ 学校の負担軽減や、地域・保護者・子ども・学校関係者のニーズにあった連携・活動を加速させるため、令和5年度から大野川小・中学校において、国制度のコミュニティ・スクール事業（学校運営協議会・地域学校協働本部・地域学校協働活動推進員の設置）の取組みを始めました。コーディネーターの配置や地域連携事業費の一括交付により学校現場の負担を軽減させました。
- ウ 校長会（正副会長ブロック長）、館長会（各ブロック幹事）、モデル校（校長、教頭、地域学校協働活動推進員）、関係課（学校教育課）で構成する「松本市コミュニティスクール事業のあり方検討会」を開催し、国制度モデル校の取組結果について共有し、その効果や今後の展開について話し合いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 他地域へ横展開する際には、地域学校協働活動推進員の人選及びコーディネーターの配置といった、人材の確保に課題があることが共有されました。そこで、今後は、これまで発見できなかった地域の人的・物的資源を掘り起こし、地区の活性化へつなげるため、国制度を他地域へ展開していきます。
- イ そのために、モデル校の取組結果・効果を学校関係者（校長会幹事会）や地域関係者（地域づくりセンター長・公民館長等）と共有し、コミュニティスクール事業あり方検討会等で議論を進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

経過

平成 20 年度	地域性を活かした松本市独自事業として、学校サポート事業を開始（9 地区）
23 年度	事業の実施地区を市内 35 全地区に拡大（～継続）
30 年度	学校サポート事業とコミュニティスクール事業を一体化し、松本版コミュニティスクールとして事業開始
令和 3 年度	学校、公民館等の関係者を対象に事業のアンケートを実施 コミュニティスクール事業のあり方検討会を立上げ
4 年度	コミュニティスクール事業のあり方検討会等で国の制度導入などについて検討
5 年度	大野川小・中学校で国型を導入したモデル校事業を開始

1 子どもの権利推進事業

こども部 こども育成課

(1) 目標

子ども一人ひとりが尊重され、自分らしく生きる力を高めながら、生きていくことに喜びを感じられるよう、「松本市子どもの権利に関する条例」に基づき、すべての子どもにやさしいまちの実現を目指すものです。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 子どもの権利について、市民の皆さんへのさらなる浸透を図るため、11月に「まつもと子どもの権利ウィーク」を実施しました。「青少年健全育成市民大会」の開催40回及び「松本市子どもの権利に関する条例」の制定10年の節目の年であったことから、市民フォーラムでは、子どもを交えたパネルディスカッションや基調講演を行うなど、内容を拡充して開催し、機運を高める取り組みを行いました。
- イ 子どもの権利相談室「こころの鈴」において、子どもや保護者等からの相談（延426件）に対応しました。また、周知を図るため、こころの鈴通信、案内カードを作成し、市内の小中高生に配布しました。
- ウ 子どもの意見表明や社会参加を促進するため、「まつもと子ども未来委員会」を開催し、市政や地域の課題に関する学習、意見交換を行い、市へまちづくりの提言をしました（委員34人、委員会15回）。
- エ 子どもにやさしいまちづくり委員会が、第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画の進捗状況の検証の他、子どもの権利川柳・ポスターコンクール入選作品の審査をしました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 自己肯定感の高い子どもの割合は約6割にとどまっています。子ども自身の自己肯定感を高めるため、子ども達の意見を尊重し、社会の一員として参加できる仕組みの拡充を進めます。
- イ すべての子どもにやさしいまちづくりを推進するため、第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画中間報告書の提言を踏まえて、子どもの権利を尊重した施策を行うとともに、子どもの権利の普及・啓発に努めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	松本市子どもの権利に関する条例を施行 子どもにやさしいまちづくり委員会を設置 子どもの権利擁護委員を配置、子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設
26年度	まつもと子ども未来委員会を設置 子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定 子どもの権利を推進している自治体の子どもたちとの「子ども交流事業」を開始
令和元年度	第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画を策定
3年度	まつもと子どもの権利ウィークを創設
4年度	第2次子どもにやさしいまちづくり推進計画中間報告書を策定

イ 統計資料

松本市子どもの権利アンケート調査（3年ごとに実施）

区 分	平成27年度	平成30年度	令和3年度
自己肯定感の高い子どもの割合	62.2%	60.7%	64.3%
松本市子どもの権利に関する条例の認知度	23.6%	57.4%	66.4%

未来につなぐ子ども福祉の充実

1 子ども家庭総合支援拠点による支援体制整備

こども部 こども福祉課

(1) 目標

要保護児童やその家庭への効果的な支援につなげるため、地域や関係機関との連携強化により、子どもの置かれた環境等を的確に捉え、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、児童虐待防止啓発事業等により市民意識の向上と関係者の資質向上を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関の連携体制の確認と要保護・要支援児童及び特定妊婦の情報共有と支援方針の確認を行いました。
- イ 「こんにちは赤ちゃん事業」について、民生委員・児童委員及び主任児童委員への研修を実施し、乳児家庭の孤立を防ぐため事業の継続を図りました。
- ウ こども家庭センターの設置及びヤングケアラーコーディネーターの設置に向けて、関係部署と協議を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 障がいに関する相談や対応が増加し早期対応が困難な状況が生じているため、新設した医療的ケア児等コーディネーターとの連携体制を構築し、相談・支援の体制強化を図ります。
- イ 相談内容が多様化・複雑化しているため、こども家庭センター及びヤングケアラーコーディネーターの設置をし、関係部署との連携を強化して、全ての子育て世帯や児童等への相談・支援を行う体制を構築します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成12年度	児童虐待の防止等に関する法律施行
17年度	子育て支援課を創設し、家庭児童福祉司・社会福祉主事・家庭児童相談員を配置
18年度	要保護児童対策地域協議会を設置
21年度	こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業開始
令和元年度	松本赤十字乳児院による養育支援訪問事業開始
2年度	松本市子ども家庭総合支援拠点設置

イ 統計資料

	家庭児童相談	子育てショートステイ事業	こんにちは赤ちゃん事業
3年度	512件（内、虐待42件）	24人（延べ118泊）	664件（内、支援対象73人）
4年度	638件（内、虐待48件）	20人（延べ158泊）	182件（内、支援対象59人）
5年度	681件（内、虐待45件）	39人（延べ165泊）	1,040件（内、支援対象59人）

※ こんにちは赤ちゃん事業について、令和2年度～4年度は新型コロナウイルス感染予防のため訪問を中止し郵送で対応した期間がある。

未来につなぐ子ども福祉の充実

2 松本市インクルーシブセンター事業

こども部 こども発達支援課

(1) 目標

発達障がいや発達に心配のある子どもと、医療的ケアが必要な子どもや小児慢性特定疾病の子どもとその保護者を継続して総合的に支援します。さらにインクルーシブ教育を推進し、すべての子どもたちが健やかに育つまちを目指します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア インクルーシブセンター設立及び条例制定に向けて、教育委員会と共に取り組みました。
- イ 医療的ケア児および小児慢性特定疾病児の支援のため、医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。
- ウ 従来の事業に加え、読み書きに困難を抱える児童生徒への支援を試行的に行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

医療機関の初診待機期間が長期化し、支援開始が遅れる状況が続いています。また、学齢期の相談が増加し、相談内容は多様化しています。これらの課題を解決するため、インクルーシブセンターに配置された「医療、保健、保育、福祉、教育」の専門職を有機的に機能させ、速やかな支援開始と支援の充実・強化に取り組めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成 22 年度 あるぷキッズ支援事業（発達障害児支援システム）開始
- 27 年度 なんぶくプラザ内に「あるぷキッズ支援室」を整備
- 令和 2 年度 松本市発達障害児支援基本指針を策定
- 6 年度 松本市発達障がい児等の支援に関する条例の施行
松本市インクルーシブセンター開設

イ 統計資料

区 分	R 3 年度		R 4 年度		R 5 年度	
	回数	延参加人数	回数	延参加人数	回数	延参加人数
あるぷキッズ支援室相談	－	854 人	－	1,087 人	－	1,178 人
巡回支援	164 回	595 人	180 回	632 人	231 回	632 人
サポート手帳の配付	－	4 冊	－	12 冊	－	3 冊
あそびの教室	324 回	2,293 人	246 回	1,959 人	340 回	2,584 人
ペアレント・トレーニング	40 回	194 人	42 回	210 人	42 回	223 人

未来につなぐ子ども福祉の充実

3 子どもの居場所づくり推進事業

こども部 こども福祉課

(1) 目標

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、その生育環境が世代を超えて連鎖することのないよう、「松本市子どもの権利に関する条例」の理念に基づき、すべての子どもが自らの意志で未来を選択できる環境を整えることを目指します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 地域における子どもの居場所づくりを推進し、安全、安心で温かな地域社会を創造することを目的に、概ね月1回以上、食事提供を必須とし、学習支援又は生活相談を行う団体に対して交付金を交付しました。令和5年度は18会場（15団体）の交付を決定しました。
- イ 新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、食事提供のほか、生活体験や学習支援などを積極的に行う団体が多く見られました。
- ウ 松本地域のプラットフォームが構築され、より広域での情報共有が可能となりました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 市内の小中学校区に1カ所以上の居場所を開設することを目標としていますが、開設している地域に偏りがみられます。
- イ 令和4年度と比較して、新規実施は4会場ありましたが、支援者の高齢化や物価高騰等により、今後の事業継続に課題を抱えている既存団体もあります。
- ウ 事業実施団体との連絡会議などを通じて、より新たに取り組みやすく、持続可能な事業にしていく必要があります。
- エ 様々な事情を抱えた子どもたちが、参加しやすくなるよう事業を行っていく必要があります。
- オ 民生委員への周知や市民へ向けた事業報告会の開催により、子どもたちの身近な場所での居場所開設の拡大を目指します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成25年度	「子ども貧困対策の推進に関する法律」施行
27年度	子どもの貧困対策に関する調整会議を設置 市独自で保育園・幼稚園における在園時調査を実施
28年度	松本市ひとり親家庭実態調査 保育園・幼稚園における在園時調査を実施
29年度	松本市子どもの未来応援指針の策定 子どもの居場所づくり推進事業の開始

イ 統計資料

実施状況の推移

年度	団体数	会場数	実施地区
令和元年度	9団体	11会場	7地区（第一、庄内、島内、寿、寿台、里山辺、波田）
令和2年度	11団体	13会場	8地区（第一、第三、庄内、島内、寿、寿台、里山辺、波田）
令和3年度	11団体	13会場	9地区（第一、第三、庄内、島内、島立、寿、寿台、里山辺、波田）
令和4年度	13団体	16会場	10地区（第一、第三、庄内、島内、島立、新村、寿、寿台、里山辺、波田）
令和5年度	15団体	18会場	13地区（第一、第三、城北、庄内、島内、中山、新村、神林、芳川、寿、寿台、里山辺、波田）

若者が活躍できる環境づくり

1 青少年健全育成事業

こども部 こども育成課

(1) 目標

未来を担う若者が、地域や多様な人と関わりながら、安心して健やかに成長できる環境を創出し、若者を社会全体で育むことで、若者が主体的に活躍できるまちを目指すものです。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

- ア 中高生の放課後の居場所として、青少年の居場所(研修施設、体育施設)を7か所で開設しています。
- イ 新型コロナウイルスの影響により中止や縮小していたジュニア・リーダー講習会を「美ヶ原少年自然の家」で子ども会育成会と連携し、1泊2日で実施することができました。
- ウ インターネットやスマートフォン等の適切な使い方や家庭でのルールづくりなどを学ぶメディア・リテラシー講座や、薬物の危険性や喫煙による健康被害等を学ぶための啓発講座を実施しています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 核家族化や、地域における人間関係の希薄化により、青少年が社会生活に必要なことを学ぶ機会や、豊かで幅広い人間関係を築く機会が減少しています。
- イ 若者の仲間づくり、多様な人との出会い、活動の場づくりと情報共有を行うことで、若者が活躍できる、あるいは周囲から頼られるような、リーダーの育成のため講習会等を実施していきます。
- ウ インターネット利用が子どもから高齢者までの幅広い世代に広がり、インターネットを通じて様々な情報を得られるようになった一方で、多くの情報の中から正しい情報を選択する力を身に付けるため、教育委員会等と連携しながら講座を継続して実施していきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成16年度	放課後や休日の居場所として体育施設などを利用した「青少年の居場所」を設置
20年度	市内小中学校の児童・生徒を対象としたメディア・リテラシー講座を開始
22年度	市内小中学校の児童・生徒を対象とした薬物乱用防止啓発講座を開始
23年度	心や体の悩みなどに関する相談室「まちかど保健室」を開設
26年度	あがた児童センター2階に、中高生専用の「青少年の居場所」スペースを設置
29年度	Mウイング2階の改修に伴い、「青少年の居場所」の座席数を増設
令和5年度	勤労者福祉センター3階図書室に、「青少年の居場所」スペースを設置

イ 統計資料

区 分			3年度	4年度	5年度
青少年の居場所	延べ利用人数	体育施設	566人	551人	960人
		研修施設	502人	622人	648人
メディア・リテラシー講座	実施校数		34校	35校	33校
	受講者数	児童・生徒	7,995人	7,393人	5,426人
薬物乱用防止啓発講座	実施校数		37校	40校	38校
	受講者数	児童・生徒	4,249人	4,264人	3,647人
まちかど保健室	延べ相談件数		96件	53件	52件

若者が活躍できる環境づくり

2 青少年ホーム事業

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを通じ、自分づくり、仲間づくりを進めるとともに、ひきこもりの若者を含め、社会で生きていく力を培うことを支援します。

(2) 令和5年度の実績と成果

- ア コーディネーター事業は、ボードゲームイベントを7回開催しました。また令和4年度から、信濃むつみ高校の先生がコーディネーターとなり、外国の文化を学ぶ「多国籍なんなん交流会」を4回開催しました。
- イ ヤングスクールは、夏期は14講座、秋期は10講座、冬期は12講座を開催しました。
- ウ 若者が地域・企業に働きかけ、インターン企画を提案し、実践発表や参加者同士の交流を行いながらまちづくりに参加する「松本若者会議」に参加、協力しました。
- エ ヤングキャリアメンターによる、若者への相談事業を行いました。
- オ 「ハタチの記念式典」は令和6年1月、二十歳の方を対象に開催しました。
- カ ひきこもりの若者を支援するため、ひきこもりの現状を理解しながら、当事者の対応に寄与することを目的とした研修会を4回開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 若者が社会の中で孤立しないように、気軽に利用できる魅力ある居場所づくりの推進と情報発信を行います。
- イ 若者が積極的にまちづくりに参加することができるためのイベントや活動を周知します。
- ウ 若者の多様なニーズに対応できるよう、講座、イベント内容の充実を図ります。
- エ ハタチの記念式典は、対象者を祝い激励すると共に、故郷松本の良さをPRし、将来松本にUターンし活躍する若者を増やすことを目的として、対象者で組織する実行委員会が主となって企画・運営を行い、開催します。
- オ ひきこもりの若者を支援するための研修会の開催や支援団体、居場所の周知を行います。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- 平成29年度 名称を松本市勤労青少年ホームから松本市青少年ホームに改称し、対象者を35歳未満の勤労青少年から、15歳以上35歳未満の青少年としました。
- 30年度 コーディネーターを配置し、若者が気軽に集まれる魅力ある居場所づくりを推進
- 令和元年度 若者カフェ、松本若者会議を開始

イ 統計資料

青少年ホーム登録者数推移

年 度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5
登録者数（人）	342	198	178	167	185

ニーズに応じた生涯学習の実現

1 未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い

教育委員会 生涯学習課

～第39回公民館研究集会・令和5年度地域づくり市民活動研究集会～

(1) 目標

日頃の公民館活動や地域づくり活動、市民活動に関わる人々が、出会い学びあう集大成の場として開催します。幅広い住民や団体、職員が一堂に会し、互いに学びあい、多くの気づきを得ることで、明日からの「自らの実践」へつなげます。

(2) 令和5年度の実践と成果

ア 大会概要

- (ア) 期日 令和6年2月18日（日）
- (イ) 会場 中央公民館（Mウイング）他
- (ウ) 主催 松本市・松本市教育委員会・松本市地域づくり研究連絡会
- (エ) 主管 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い」実行委員会
- (オ) 内容
 - ・「松本市町内公民館調査からみる公民館の新たな可能性」をテーマとした、社会教育研究者による基調講演
 - ・「若者の地域参画」や「新たな視点から考える地域づくり」など、5つの分科会を実施

イ 参加者数 延べ470名

ウ 実践と成果

- (ア) 各地区で行われている地域づくり等の実践事例を調査し、分科会テーマの選定を行いました。
- (イ) 分科会では実践事例の報告に留まらず、事例から課題の本質や背景を共有し議論する場としたことで、同様の課題意識を持った多様な住民が参加しました。
- (ウ) オンライン（ZOOM）を活用し、四賀地区と芳川地区にサテライト会場を設置することで、分科会テーマに即した立地での開催を実現しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 企画段階からの市民参画が少なく、より多くの市民に関わってもらうための仕組みづくりが必要
- イ 参加者の気づきやつながりを更にコーディネートすることが必要
- ウ 公民館と住民自治局との役割分担の整理が必要

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

- | | |
|-----------|---|
| 昭和61年 3月 | 第1回松本市公民館研究集会 開催 |
| 平成19年 10月 | 第1回地域づくり市民活動研究集会 開催 |
| 29年 1月 | 未来を拓く自治と協働のまちづくりを目指す研究集会 松本大会 開催 |
| 30年 2月 | 「未来へつなぐ 私たちのまちづくりの集い～第33回公民館研究集会 地域づくり市民活動研究集会～」 開催 |

ニーズに応じた生涯学習の実現

2 教育文化センター再整備事業

教育委員会 教育政策課

(1) 目標

令和4年度に実施したアドバイザー会議の意見を踏まえ、不思議を探り、持続可能な未来を切り拓く、子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点として、教育文化センターと教育研修センターの機能を併せ持つ「(仮称)学都ラボ」を目指し、再整備内容等について検討します。

(2) 令和5年度 of 取組みと成果

- ア 教育文化センター運営委員会において、「(仮称)学都ラボ」の方向を踏まえ、ICTを駆使した学びの発信、自然科学と共に人文社会科学を含めた学び、既存施設の活用を基本とした再整備のあり方等を検討しました。
- イ 既存施設を調査のうえ、空調設備及び照明器具を主体として、経年劣化の著しい設備の更新を計画しました。
- ウ 「(仮称)学都ラボ」の目指す、多様な学びを実現するため、ICTやプログラミング学習、自由な学習環境、情報共有のためのフリースペースに対応する居室の模様替え、備品の導入等を計画しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 空調設備に関連する工事については、配管や内装等付帯して実施すべき内容があることから、設計等において、慎重な精査を行います。
- イ (仮称)学都ラボに対応する居室の模様替え・備品配備計画等については、アドバイザーや教育文化センター運営委員会の意見を踏まえつつ、検討を進めます。
- ウ 施設整備や事業のアップデートにおいて、セイコーエプソン株式会社をはじめとする、企業や大学等と連携し、再整備のコンセプトにつながる単焦点プロジェクターの活用、ビジュアルプログラミングなど児童のモチベーションの向上、創造性の発現に向けた取組みを検討、実施します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

令和元年	8月	新科学館建設検討委員会を設置
	12月	教育民生委員協議会において基本計画(素案)を了承
2年	4月～	事業棚卸による事業の見直し
	11月	見直し方針の決定(宇宙に特化した展示内容の見直し、情報通信分野の再検討等)
3年	1月	教育民生委員協議会において棚卸結果について報告
	4月～	中核市移行に伴う教職員研修について検討
	12月	市議会12月定例会一般質問において市長が再整備方針を表明
4年	2月	経済文教委員協議会において再整備方針について了承
	4月～	アドバイザー会議において再整備内容、施設・事業の方向性等について協議
	8月	アドバイザー会議で出された意見等を基に教育文化センター運営委員会で意見交換
5年	1月	アドバイザー会議において今後の方向性について協議
	9月	経済文教委員協議会においてアドバイザー会議の検討結果、「(仮称)学都ラボ」としての今後の方向性を報告
	10月	「(仮称)学都ラボ」としての今後の方向性について教育文化センター運営委員会で意見交換
	11月10日	教育文化センター運営委員会で、再整備の方向性、スケジュール、ゾーニングイメージについて検討
6年	3月7日	教育文化センター運営委員会で、再整備の方向性等を継続検討

ニーズに応じた生涯学習の実現

3 公民館等の改修、整備

教育委員会 生涯学習課

(1) 目標

学びあいの場や災害対応の地域拠点として機能を維持するため、施設の移転新築、定期的な補修及び長寿命化を進めます。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

ア 公民館等長寿命化事業

個別施設計画に基づき、Mウイング（中央公民館）第2期工事及び第3期工事の実施設計を行いました。また、松南地区公民館の屋根・外壁の補修及び照明・トイレ他、各種設備の更新を行いました。

イ Mウイング2階 若者居場所整備事業

若者が学習・交流する環境を提供して若者の居場所づくりを促進するため、Mウイング2階のふれあいロビー（学習スペース、図書室）を拡充し、家具什器、電源コンセント等を整備しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 地区公民館等の生涯学習施設は、今後、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の複合化・集約化及び長寿命化等を推進する必要があります。

イ 開館から30年を経過する施設が多く、設備等の耐用年数経過に伴う故障は年々増加する傾向にあります。また、消防法等関係法令・基準に対応する改修等、安全確保・法令遵守の観点からも、速やかな施設整備が求められるため、計画的な改修工事と合わせて、経常的な維持修繕工事も適切に実施していく必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

整備経過

年度	大規模改修	移転整備
H 16	入山辺公民館	—
H 20	安曇公民館	—
H 22	梓川公民館	—
H 24	神林公民館	—
H 26	鎌田地区公民館	—
H 27	今井公民館	—
H 28	内田公民館	—
H 29	笹賀公民館	波田公民館（移転）
H 30	和田公民館	—
R 3	—	里山辺公民館（新築）

イ 統計資料

公民館等の経過（築後）年数

経過年数	施設数①	内、整備済み	割合 ((①)/40*100)
～20年	7館	0館	17.5%
21～30年	14館	1館	35.0%
31～40年	13館	8館	32.5%
41年～	6館	3館	15.0%

整備状況

項目	施設数等
生涯学習施設	40館
新築・移転・大規模改修済み	11館
中間補修実施済み	1館
整備割合（中間補修を除く）	27.5%

（統計の数値はR5年3月現在）

ニーズに応じた生涯学習の実現

4 図書館利用環境の充実

教育委員会 中央図書館

(1) 目標

松本らしい生涯学習による「生きがいの仕組みづくり」をめざすため、生涯学習機会の場としての図書館利用を促進するため、利用環境の充実を図ります。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進

令和4年度に策定した「松本市図書館未来プラン」に定める図書館基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を実現する取組を積極的に行い、プランの推進を図りました。

イ 子どもの読書活動の推進

ブックスタート・セカンドブック、サードブック事業の実施、読み聞かせボランティア養成講座などの人材育成事業の実施、中・高校生への働きかけの具体的な検討等を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 図書館利用環境の充実

市民のさらなる図書館利用促進を図るため、「松本市図書館未来プラン」に沿った図書館サービスの充実に努めます。

開館から32年が経過した中央図書館の大規模改修について検討します。また、市民の利便性向上のため、通勤通学に便利な場所等へのサービスポイントの設置を検討します。

イ 子どもの読書活動の推進

子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・学校等各団体との連携体制づくりを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成31年 2月	「第2次学都松本子ども読書活動推進計画」を策定
令和元年 5月	「学都松本子ども読書活動推進委員会」を設置
2年 7月	「松本市中央図書館あり方検討委員会」を設置。翌年3月報告書を提出
4年 10月	「松本市図書館未来プラン」策定

イ 統計資料

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
市民1人当たり図書館貸出冊数	6.1冊	5.8冊	6.6冊	6.5冊	6.4冊
市民の図書館利用カード登録割合	44.4%	*21.7% (43.4%)	20.7%	20.2%	22.3%

※ 令和2年3/4～3/31（25日を除く）、4/1～5/15新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため全館閉館、令和4年3/25～4/6耐震対策工事に伴う移転のためあがたの森図書館が閉館、令和4年6/20～6/24LED照明更新工事のため波田図書館が閉館、令和5年9/22～9/26図書館システムサーバ更新のため全館閉館、9/18～10/3松南地区公民館改修工事のため南部図書館が閉館、令和6年3/15～3/29耐震対策工事終了に伴う移転のためあがたの森図書館が閉館

※ 令和2年度末に登録者のデータ削除基準を、登録カードの有効期限切れ10年以上の未更新者から2年以上に見直し。（ ）内は旧基準割合

ニーズに応じた生涯学習の実現

5 図書館資料・情報の収集、提供

教育委員会 中央図書館

(1) 目標

市民誰もが生涯にわたって学ぶことができるように、生涯学習における情報拠点として、多様なニーズに応じた図書館資料・情報の収集、提供を行います。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 令和5年度は、13,858冊の蔵書の増加を図り、年度末の市民一人当たりの図書館蔵書数は5.7冊となりました。
- イ オンラインデータベース導入数が9件に増加しました。
- ウ 長野県と県内市町村による協働電子図書館「デジとしょ信州」の利用促進を図るとともに、新たに視覚に障害がある方のためのアクセシブルライブラリーの利用登録を開始しました。
- エ 利用者登録及び「デジとしょ信州」利用登録の電子申請による受付を開始しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 現状

社会の変化や市民の多様なニーズに応じた資料の充実を図り、図書館蔵書数は年々増加しています。また、時間や空間の制約を受けず誰でも気軽に情報にアクセスできる電子図書館サービスの提供も進めています。

イ 今後の課題

地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集、提供を進めるほか、レファレンスサービスの提供のあり方、蔵書点検などの資料管理業務や貸出返却業務の効率化を可能とするＩＣタグ導入、将来にわたって保存すべき地域資料のデジタル化等の図書館サービスのあり方について検討します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成26年	4月	官報情報検索サービスの開始
	12月	国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの提供開始
28年	3月	宗教館文庫の一部、松原文庫、柴田文庫を博物館へ移管
29年	4月	第一法規出版「D1-Low.com」及び朝日新聞「聞蔵Ⅱビジュアル」を導入
30年	3月	宗教館文庫の全てを博物館へ移管
31年	4月	インターネット辞書・事典検索サイト「ジャパンナレッジLib」を導入
令和4年	4月	「理科年表プレミアム」、「日経テレコン」を導入
5年	4月	農業系データベース「ルーラル電子図書館」を導入

イ 統計資料

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
蔵書数	1,269,412冊	1,291,469冊	1,307,599冊	1,324,551冊	1,338,409冊
市民一人当たり	5.3冊	5.4冊	5.5冊	5.6冊	5.7冊

6 基幹博物館整備事業

教育委員会 博物館

(1) 目標

松本まると博物館構想の中核施設として位置付けられた、郷土松本を担うひとをつくる「ひとづくり」と、心豊かに夢がふくらみ育つまちをつくる「まちづくり」に資する学習拠点となる基幹博物館を整備します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 条例施行規則等の改正など開館事前準備を進め、10月7日に開館しました。
- イ 令和4年度に実施した工損事後調査結果に基づき、地権者等への補償料を算出しました。
- ウ 旧市立博物館からの収蔵品の移転を進めました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 工損補償額算定結果に基づき、地権者等への説明を行い、補償を進めます。
- イ 旧市立博物館収蔵品移転を完了します。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 11 年度	松本城およびその周辺整備計画を策定
12 年度	松本まると博物館構想を策定
17 年度	日本民俗資料館が財団から市に寄贈され、松本市立博物館に名称変更
20 年度	松本市基幹博物館基本構想を策定
21 年度	松本市基幹博物館基本計画を策定
27 年度	市議会教育民生委員協議会が、移転候補地を松本城三の丸地区とすることを了承
28 年度	市議会議員協議会が、移転候補地を松本城大手門駐車場敷地とすることを了承 松本市基幹博物館施設構想及び松本市基幹博物館建設計画を策定
29 年度	設計プロポーザルで設計者を選定し、建築・展示の設計に着手
令和 元 年度	建築・展示の設計完了 主体工事・電気設備工事・機械設備工事の本契約を締結 借用地について、10年間の事業用定期借地権設定契約公正証書を作成
2 年度	建築工事に本格着工 展示製作業務委託の本契約を締結し、準備工に着手
3 年度	松本市基幹博物館 1 階活用市民会議を開催
4 年度	建築工事竣工、展示製作業務完了
5 年度	借用地について、事業用定期借地権設定契約解除に係る合意及び 30 年間の土地賃貸借契約締結 開館

ニーズに応じた生涯学習の実現

7 展覧会事業の実施

教育委員会 博物館

(1) 目標

松本市立博物館の3つの基本方針①ふかめる、②はぐくむ、③つなげるに沿って、社会教育施設としての役割及び街中の賑わいを創出するため、特別展や企画展を開催します。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 開館記念特別展第1弾「まつもと博覧会」、第2弾「至極の大衆文化 浮世絵 - 酒井コレクション -」を開催し、松本の魅力を市内外へ発信しました。
- イ 「まつもと博覧会」では、明治時代の松本を紹介するとともに、現代の松本の展示に取り組み、企業連携を実施しました。
- ウ 「至極の大衆文化 浮世絵 - 酒井コレクション -」では、日本三大コレクションの一つと言われている、日本浮世絵博物館と連携して開催し、市内外の観覧者から好評でした。
- エ 博物館分館のうち8館で、展示テーマを深めるとともに、他機関との連携や、常設展示をしていない収蔵品を公開する機会として21回の特別展・企画展を開催しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 2階特別展示室を活用し、観覧者の増加や再来訪の動機付けにつながる魅力ある展覧会を継続して実施することが重要です。
- イ 市民、企業、他の博物館等と連携しながら、1階スペースや展示室以外を活用したミニ展示等に取り組み、館全体のにぎわいや活用を図る必要があります。
- ウ 分館も含めた常設展示していない収蔵資料を特別展等で公開し、博物館資料の活用を進める必要があります。

(4) 現在までの経過と統計資料

展覧会名	会 期	来館者満足度 (指定管理者実施)
まつもと博覧会	令和5年10月7日(土) ～12月10日(日)	87% (目標80%)
至極の大衆文化 浮世絵 - 酒井コレクション -	令和6年1月13日(土) ～3月3日(日)	

ニーズに応じた生涯学習の実現

8 松本まると博物館構想の実現

教育委員会 博物館

(1) 目標

市域全体を屋根のない博物館と捉え、市民とともに博物館活動を推進する「松本まると博物館」構想の実現に向けて、博物館での展示や講演会、ワークショップ等の開催に加え、博物館活動の担い手を育成する市民学芸員養成講座を実施します。また、新しい松本市立博物館の開館を契機として、分館の利用促進を図るため、観覧料の見直しや、博物館施設以外の文化施設との連携を視野に入れた「まると学都構想」に取り組めます。

(2) 令和5年度の実施と成果

- ア 新博物館の開館記念特別展（まつもと博覧会展、浮世絵展）にあわせ、講演会を3回、リレートークを2回開催し、各回に約50人～100人の市民が参加しました。
- イ 第12期の市民学芸員養成講座を9回実施し13名が修了しました。成果品として、令和6年度春開催の「戸田家臣団」展のリーフレットを作成しました。
- ウ 令和6年3月17日（日）に博物館祭りを開催し、市民学芸員が、七夕人形、犀川通船、城下町町名、六地藏等グループ別に研究した成果を発表しました。
- エ 市民学芸員及び友の会から公募した市民を母体として、新博物館3階の展示について、観覧者に解説や案内をする「常設展示市民ガイド」を養成しました。開館後の活動について、好評の声が多数寄せられています。

(3) 現状の分析と今後の課題

- ア 展覧会、講演会、ワークショップ等の実施にあたっては、多くの人へ情報が行き届くような周知方法の工夫や博物館に興味のない層への興味を掘り起こす内容の構築が必要です。
- イ 市民学芸員養成講座の修了者が、継続して博物館活動に関われるようなサポート体制が必要です。
- ウ 常設展示市民ガイドについて、観覧者の声やニーズを反映したガイド方法のステップアップ、博物館とガイドとの情報共有体制の構築、さらには、博物館を起点とした街中の回遊性の向上、文化施設等の連携促進を進めることが重要です。
- エ 分館の利用促進を図るため、観覧料についてメリハリのある料金体系への見直しを進めます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成12年度	松本まると博物館構想策定
18年度	第1回市民学芸員養成講座を開講
30年度	松本市歴史文化基本構想策定
令和元年度	第1回博物館まつり開催
5年度	松本市立博物館 移転開館

イ 統計資料

市民学芸員養成講座 修了者

平成18年度	18名
19年度	15名
20年度	11名
21年度	11名
22年度	6名
23年度	9名
24年度～29年度休止	
平成30年度	12名
令和元年度	9名
2年度	5名
3年度	8名
4年度	13名
5年度	13名

全ての世代にわたる食育の推進

1 子どもを豊かに育む食育の推進

教育委員会 学校給食課

(1) 目標

食育を通じて、子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、地域の農産物や食文化への理解を深めることで、健全な心身を培い、豊かな人間性の形成をめざします。

(2) 令和5年度の実施状況と成果

ア 食育の推進

「食に関する指導の全体計画」に沿って、栄養教諭・調理員による学校訪問、給食指導や、朝食摂取の大切さについての授業等、学校と連携した食育事業を実施しています。また、時節に応じた食育の資料を各学校・各家庭に配信しました。

イ 地産地消の推進

- (ア) 地産地消率向上のため、食材納入業者には主要野菜を中心に地場産物の納入を促し、安全安心な旬の食材を積極的に献立に取り入れるよう努めました。
- (イ) 無農薬、低農薬で作付けした農産物使用の拡大を図り、環境にも配慮した安全安心な給食の提供を目指して、「環境にやさしい給食の日」を設け、全ての市立小中学校の給食に低農薬米を主食として提供しました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率の経年変化をみると、R元年の小5の喫食率90.3%が、R4年の中2の喫食率では87.2%となっており、3.1%減少しています。

また、小学生と中学生を比較すると「朝食を食べない日」がある中学生の割合が多くなっています。朝食欠食の課題を各学校と共有し、小学4年生への朝食の授業を全校で実施するとともに、家庭へ情報発信します。関係部署とも連携しながら、課題の改善につながる子どもの食育に取り組みます。

イ 地産地消を進めるなかで学校給食へ地場産物を積極的に取り入れました。地場産物を使用した献立作りや、J A、生産者グループ等との連携を進め、学校給食での地場産物の提供機会を増やします。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

食育の推進、地産地消の取組みとして、学校給食に、松本産の野菜や松本地域の地場産物を取り入れた「松本の日」の献立を提供しています。旬のものが市場に多く出回る6月から11月に月1回児童生徒に紹介しています。

イ 統計資料

(ア) 児童生徒の食に関する実態調査の朝食喫食率

R元年：小学5年時 90.3% → R4年：中学2年時（R元年 小学5年時）87.2% 3.1%減少

※ 長野県教育委員会事務局保健厚生課実施：令和4年度児童生徒の食に関する実態調査より

※ 設問は、R元年：喫食の有無 R4年度：学校がある日の喫食の有無

(イ) 学校給食における地場産物の使用率

主要野菜15品目の長野県産食材使用割合（重量ベース）

令和5年度28.4%、令和7年度末30%目標

全ての世代にわたる食育の推進

2 アレルギー対応食提供事業

教育委員会 学校給食課

(1) 目標

学校給食を教育の一環（食育）として位置づけ、食物アレルギーの有無にかかわらず、全ての児童生徒に対して給食の提供を保障していかうとするものです。

(2) 令和5年度の実施と成果

ア 一般給食から隔離した専用調理室を設け、専任の栄養士・調理員が対応食（代替食）を調理し、それぞれ個別の容器に入れて各学校へ配送しています。

令和5年度アレルギー対応食提供人数 163人（令和5年7月）

イ 個々の児童生徒の症状の特徴等を情報共有し、アレルギーに対する正しい理解を深めるため、保護者との個別懇談会を行っています。

アレルギー対応食解除人数（一般給食を食べられるようになった人数）18人（令和5年3月）

ウ 事故防止のため、学級担任が変更となった児童生徒への学校訪問を行い、対応食提供方法の確認を行いました。

(3) 現状の分析と今後の課題

ア アレルギー対応食提供人数は、27年度をピーク（203人）に若干減少しました。

イ 緊急時の対応について、全校対象に緊急対応マニュアルを徹底するための情報共有等を行います。

ウ 成長期に必要な栄養素を様々な食品から摂取できるよう、医師の指導のもと、児童生徒及び保護者と共に対応食解除に向けた取組みを進めていきます。

エ 大規模センター（西部・東部センター）において、新入学児童の対応食提供開始時期を現状の7月から5月へ変更する取組みを学校と共同して進めていきます。

(4) 現在までの経過と統計資料

ア 経過

平成 11 年 1 月	アレルギー対応食提供開始（7食）
12 年 4 月	実施要綱制定
13 年 4 月	西部学校給食センター開設
17 年 8 月	アレルギー室拡張（西部）
18 年 8 月	アレルギー室拡張（第2）
21 年 8 月	東部学校給食センター開設
25 年 11 月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーの知識と対応」
28 年 10 月	食物アレルギー講演会開催「正しく知ろう！～食物アレルギーの理解と対応～」
29 年 4 月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行
令和 元 年 12 月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギー～最近の進歩～」
4 年 4 月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改定版）発行
11 月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーとの上手なつきあい方」
4 年 4 月	学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（改訂版）発行
11 月	食物アレルギー講演会開催「食物アレルギーとの上手なつきあい方」

イ 統計資料

食物アレルギー対応食提供児童・生徒数（各年度7月1日現在）

（単位：人）

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者数	187	179	167	169	163